# 1 目的

この仕様書は、えびの高原(硫黄山)周辺の硫化水素及び二酸化硫黄測定業務の委託について、その細則を定める。

### 2 測定内容

測定地点は、えびの高原(硫黄山)周辺の14地点において、胸の高さ(100cm)で検知管法により硫化水素及び二酸化硫黄濃度の測定を行うものとする。

また、測定日の開始時と終了時の気温、天候並びに各測定箇所における硫化水素臭の程度、風向及び風速も記録するものとする。

## 3 定期測定

定期測定として、委託期間中の毎週水曜日(なお、同日が祝日等の場合には、県が別途指示する。)計52日の定期測定を行うものとし、測定開始時刻等は県が別途指示する。

## 4 追加測定

定期測定以外に、以下のとおり、県が追加測定を依頼する場合は、受託者は、追加測定を行うこととする。

なお、測定人員等の確保により、追加測定を行えない場合は、県と協議することとする。

また、追加測定見込み回数は、(1)1日単位の追加測定は52日、(2)1回単位の追加測定は110回とする。

# (1) 1日単位の追加測定

定期測定以外の日に、定期測定と同じ測定内容で、県が追加の測定を依頼する場合は、1日当たりの契約単価の額に基づき追加測定を行うこととする。

### (2) 1回単位の追加測定

定期測定や(1)の追加測定を行う日に、県が、測定ポイントや測定回数の追加を以下のとおり依頼する場合は、測定1回当たりの契約単価の額に基づき、追加測定を行うこととする。

- ① 登山者等が立入可能な測定地点において、基準値(硫化水素:10ppm、二酸化硫黄 2ppm)を越える値が測定された場合は、受託者は、県に速やかに連絡するとともに、県の指示により追加測定を行うものとする。ただし、基準値については変更することがあるため、その場合は県の指示に従うこと。
- ② 新たなガスの発生等に伴い、県が新たな測定ポイントの追加を指示する場合は、受注者は、県の指示により追加測定を行うものとする。

#### 5 測定の中止

本委託業務は、火山活動状況等により測定の中止など変更を行う場合があるため、日単位で測定の中止を行う場合は測定1日単位の単価を、ポイントや回数単位での中止を行う場合は、測定1回単位の単価で、委託料の減額を行う。

### 6 測定結果の報告

測定日に測定結果を県に報告するとともに、月間結果報告として集計結果を県に報告するものとする。さらに、業務終了後、報告書を提出するものとする。

# 7 測定時の連絡

受注者は、測定前の硫黄山入山時、作業終了時に県に連絡を行うものとする。

## 8 安全確保対策

防毒マスクの着用など、受注者の責任において測定従事者の安全確保対策を講じるものとする。また、受託者はあらかじめ鹿児島地方気象台に火山活動状況を確認の上、測定を行うものとする。

# 9 警戒区域の立入許可

えびの高原(硫黄山)周辺は、えびの市が警戒区域を設定していることから、火山ガスの測定にあたり、県が、受注者から警戒区域に立ち入って測定を行う者の氏名等を確認し、えびの市から立入許可を得るものとする。

受託者は、立入許可を得た者に限って警戒区域内における測定業務に従事させるものとする。